

# 給与振込利用規定

## 第1条(規定の目的)

本規定は、お客様が役員及び従業員(以下「受給者」という。)に対して報酬・給与・賞与(以下「給与」という。)を支給するための預金口座振込事務を株式会社西京銀行(以下「当行」という。)に委託するにあたり、必要な事項を定めています。

## 第2条(委託事務)

お客様は、受給者に支給する給与を、受給者が指定する預金口座へ振込む事務の取扱いを当行に委託します。

## 第3条(取扱店)

受給者が指定する取扱店は、当行の本・支店ならびに当行が給与振込の提携をしている銀行の本・支店とします。

## 第4条(振込指定口座)

受給者が指定できる預金口座は本人名義の普通預金または当座預金とし、お客様は当行が定める日までに当行の定める方法により指定内容を通知するものとします。

## 第5条(取扱方法)

預金口座振込の取扱方法は次の各項によります。

- (1) お客様は、当行が定める日までに当行が指定する内容を含んだ振込明細を当行へ提出します。当行は、お客様から振込明細の内容の照会、補充、是正の依頼を受けた場合は、速やかに対応します。
- (2) 振込明細の提出指定日は、データ伝送、法人インターネットバンキング、F B等の契約内容に準じます。
- (3) 当行は、前項の振込明細にもとづき振込指定日に受給者の指定預金口座へ入金されるよう振込手続を行います。

## 第6条(資金決済)

お客様は、本契約にもとづく給与振込資金を振込指定日の前営業日までに預金口座に入金しておくものとします。当行は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず小切手の呈示または普通預金通帳・同払戻請求書の提出を求めることなく、振込指定日の前営業日に預金口座から給与資金を引き落とします。前営業日に引き落としができない場合には、預金口座振込を行いません。

## 第7条(入金通知)

当行は、受給者に対し給与振込の入金についての通知は行いません。

## 第8条(支払開始日)

受給者に対する給与振込金の支払開始日は、振込指定日当日からとします。

## 第9条(手数料)

お客様は、当行所定の給与振込事務取扱手数料を当行に支払います。当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず小切手の呈示または普通預金通帳・同払戻請求書の提出を求めることなく、引き落とします。

## 第10条(免責)

当行は本契約にもとづく委託事務の取扱いについて、当行の責に帰することのできない事由により生じたお客様の損害については、その損害賠償の責を負いません。

## 第11条(事実上必要な細目)

本契約の各条項に関し疑義を生じた場合、または本契約に定めのない事項で事実上必要な細目については、お客様と当行で協議のうえこれを定めます。

## 第12条(契約期間)

本契約は、お客様または当行から申し出ることにより終了します。但し、当該申出があった場合でも、本契約が終了すべき日までに当行が受け付けた振込明細の処理が終わっていない場合には、全ての受け付けた振込明細の処理が終わった時に本契約が終了します。

以上